一、共同組合事業部管理機構の件

共同組合の管理は其の成立の要素からして労資の共同的管理たるべきものである処に今日の共同組合大部分の管理上の機関は当局が有して居る処は従業員を主体とする事業の最も矛盾とする点であり直に其の管理機構を解放して従業員側に移すべきである尚は健全保健組合実施にあつて一層其の必要を痛感するものである其の具体的方法左の如し

(一) (イ) 組合長は一般部会委員の公選とすること

(ロ) 事務長及組合長代理は詳議委員の推薦により一般部会の承認を求むること

(二) 事務職員は執行機関の委員の推薦により一般部会の承認を求むること

(三) 職員の任免に関する共同制度改正の件

従来の職員任免は当局の専権の如き感を与へたるものにして其の責任はすべて組合長に帰し其の人選は当局の専権に属し組合長は単に当局の指示を受けて事務を処理するに過ぎざる状態にあり其の人選は組合長の責任に於て行はるべきものと信ずる尚は之場其他非常務従業員も同一の制度を確定することを要す直にこれを実施せられたし。

二、賃金制規定改正の件

従来賃金制は一賃制に対し二重或は三重の賃制を採用して従業員の日常の福利を阻害しつつあり例へば欠勤は精勤、皆勤には影響せざる事に改正せられたし

四、裏地付外套支給の件

従来支給の外套は全部裏地付外套を支給せられたし

五、陰嚢者復職に関する件

未成年従業員にして下痢に達し尚は多のため陰嚢自直に失業の止目に達い飢餓の者に対し其の者の身数あり其の時の社会的立場からも隨分変化なる問題である陰嚢者は入院直後自体既に去る者最大である尚は陰嚢者失業するに至つては言葉に絶する悲惨と言はざるを得ない。遺族は国家的保護

を定するに至るなきを得し難し別かつ五月公共事業に於ては殊に考慮して復職せしむべきものである

何卒陰嚢者復職の制度を設けられたし

運輸部

一、日作制確立の件

従来運輸手に対する作業方法は一見日作制の如しと雖も実は時間作業制と何等異なるなき状態にあり其の賃金は作業量に比例して増減するものにして日作制の如き実質を有せざるものである故に日作制の確立を要望し尚は実収入の増減をなさざるべからざる不合理なる制度を根本的に改革し従業員の日作制の確立を以て得策とするものなり共産党在職者の内情並に業者的特殊事情を参酌して別項倉事時間作業並に就業時間作業改正中休暇時間作業改正に転嫁し以て漸次根本的改革に進まんとするものである然し実収入減に対しては飽迄其の復旧を要望するものである尚は現在一ヶ月を通算して一日当り八時間に満たざる場合は別に早退欠勤の如きものに限り補作をなすものとし其の日作制確立に近づく方歩として一ヶ月通算して満たざる場合は直に補作する制度に改正せられたし

二、早退取扱方改正の件

理由

従来の早退取扱方法は全く非常に苛酷にして改正せられたし例へば四時間の業務をなし早退する者は退出時分迄大時間あると假定する時早退時分を大時間と假定するを得ず業務時間を基準として賃金を定すること

三、食事時間作業の件

理由

従来車掌運転手の作業は形式上より見れば日作制にして事実は時間作業制と何等異なるなき状態に